

● 入湯税 ●

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興等に要する費用にあてるため設けられた目的税です。鉱泉浴場における入湯行為に対して課税されます。

■ 納める人（納税義務者）

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）

※特別徴収とは、鉱泉浴場の経営者等が、入湯客から利用料金とともに入湯税を徴収し、入湯税分を佐倉市に納めていただく方法です。

■ 税額

1人1日につき、150円です。

■ 申告と納税

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎月15日までに前月1日から末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を「納入申告書」に記載し申告納付します。

■ 課税の免除

次に該当するかたは、入湯税が免除されます。

- ・年齢12歳未満のかた
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯するかた
- ・宿泊を伴わない場合で、1,200円以下の利用料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で入湯するかた